



KANAGAWA

神奈川県
政策局政策部土地水資源対策課

かながわ水源地域活性化計画

～「やまなみ五湖」の豊かな地域づくりに向けて～

令和3年3月

はじめに

私たちが日頃何気なく使っている水は日々の生活や経済活動に不可欠であり、他に代わりを求めることのできない極めて重要な資源です。

本県では、産業の発展や都市人口の増加に伴う水需要に対応するため、昭和13年に相模ダムの建設を計画して以降、相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の5つのダム湖を誕生させてきました。



これらダム湖の誕生により、私たち県民が将来にわたり必要とする水資源が確保され、私たちは水不足から解放されましたが、この背景には、ダム建設によりふるさとからの移転を余儀なくされた水源地域の方々の多大なる御理解、御協力があったことを忘れてはなりません。また、その後も水源地域に暮らす方々が、水源環境を良好な状態で維持していくことによって、良質な水資源が守られてきました。

しかしながら、水源地域での人口の減少と高齢化は著しく、水源地域の方々の力だけでは、地域の活力を維持し、大切な水源環境を守ることが難しくなっています。

そこで本県では、「かながわ水源地域活性化計画」を策定し、私たち県民が「連携・協働」して、水源地域が持つ自然や歴史、文化といった資源を「魅力」として発信することにより、人々が水源地域を訪れる機会を増やし、交流を通じた水源地域の活性化に取り組んでまいります。また、この「連携・協働」に資するように、県民の方々の水源環境に対する共通の理解を深め、水源地域への認識を共有する機会や交流の場を増やしていきます。

本県は、これまで「いのち輝く神奈川」の実現に向けて、水源環境の保全・再生などの施策を展開してきましたが、これは、「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsの理念と軌を一にするものです。

2018年には、全国の都道府県で唯一、国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に選定され、SDGs最先進県として、国、市町村や民間企業等と連携し、国内におけるSDGsの取組を進めてきました。

本計画においても、こうしたSDGsの趣旨を踏まえた取組を着実に進めてまいります。

日々の生活や経済活動に必要な不可欠である豊かな水を育む水源地域は、県民全体の貴重な財産です。次の世代へ引き継いでいくために、県民の皆様とともに、計画の着実な実行に全力を挙げて取り組んでまいります。

今後とも、皆様の温かい御理解とお力添えをお願い申し上げます。

令和3年3月

神奈川県知事 馬場祐治

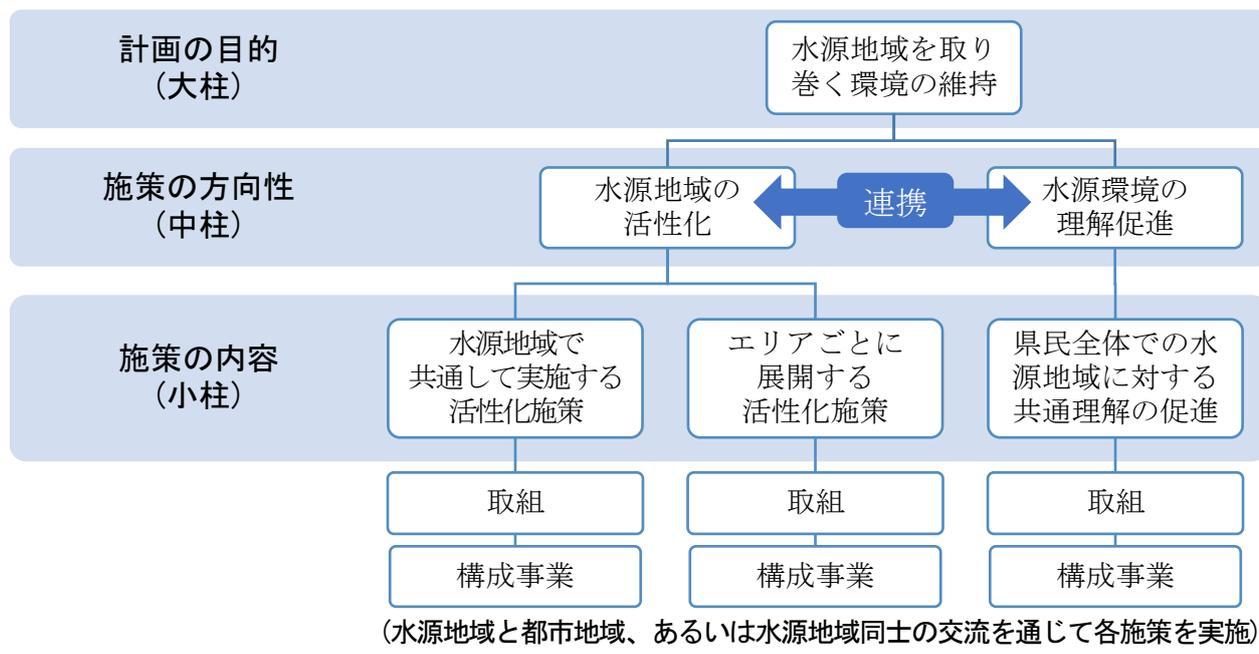
目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の目的(大柱).....	1
2 施策の方向性(中柱).....	2
(1) 水源地域の活性化.....	2
(2) 水源環境の理解促進.....	2
3 施策の内容(小柱).....	3
(1) 水源地域で共通して実施する活性化施策.....	3
(2) エリアごとに展開する活性化施策.....	4
(3) 県民全体での水源地域に対する共通理解の促進.....	4
4 対象地域.....	4
5 SDGsの趣旨を踏まえた取組の実施.....	5
6 自治体間の適切な連携と役割分担.....	5
7 本計画の位置付け.....	5
(1) 本県における主な計画との連携.....	5
(2) 水源地域市町村における諸計画との連携.....	7
8 NPO、企業、大学等との連携・協働.....	7
9 「新しい生活様式」を踏まえた取組の実施.....	7
10 計画期間.....	8
11 目標及び効果検証.....	8
第2章 今後推進する取組	9
1 取組の体系.....	9
2 取組の内容.....	10
(1) 水源地域の活性化.....	10
(2) 水源環境の理解促進.....	21
第3章 実施体制	25

第4章 参考資料	26
1 本計画策定の経緯と課題	26
(1) 計画の趣旨	26
(2) これまでの計画	26
(3) 前回計画の検証を踏まえた課題	30
2 水源地域に係るデータ集	32
(1) 水源環境	32
(2) 人口動態	38
(3) 産業・経済	39
3 本計画の策定について	43
(1) 検討の経過	43
(2) 検討委員会設置要綱	44
(3) 検討委員会委員名簿	46
(4) 県民参加の概要	47

本計画の構成

計画の内容を、最終的なゴールである「目的」、目的を達成するための手段である「施策」、施策を具体化した「取組」、取組の内容であり実施単位となる「構成事業」に分類したうえで、計画の「大柱」に「目的」、「中柱」と「小柱」に「施策」（方向性と内容）を置き、それぞれの施策に関係する「取組」及び「構成事業」を位置付けています。



第1章 計画の基本的な考え方

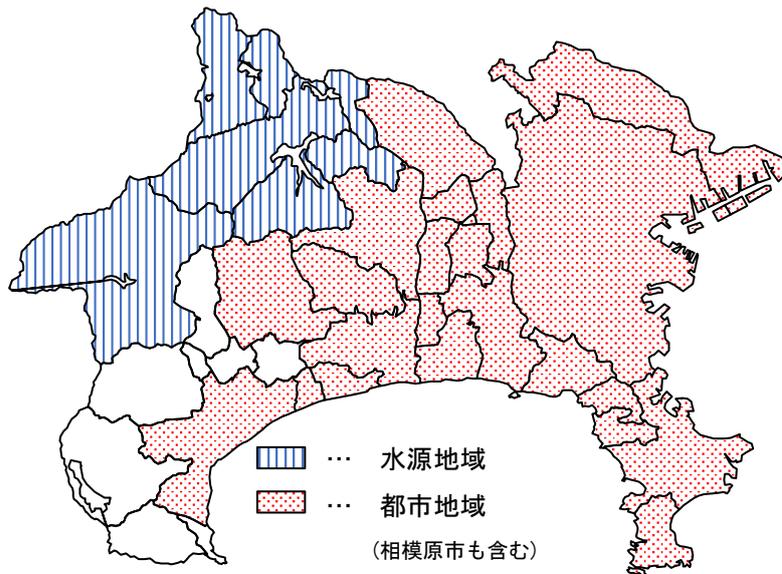
1 計画の目的(大柱)

私たちの日々の生活や経済活動に必要不可欠である豊かな水を育む水源地域¹は、県民全体の貴重な財産です。

この水源地域において、地域の方々の御理解、御協力と先人達の努力により確保された本県の貴重な水源環境を、次世代へ引き継いでいかなければなりません。このためには、水源環境を含めた水源地域を取り巻く環境²を良好な状態で維持していく必要があります。

そこで、本計画では、この水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持していくことを目的とします。

本計画における水源地域と都市地域



水源地域 (4市町村)	相模原市(城山地区、津久井地区、相模湖地区、及び藤野地区)、山北町、愛川町、清川村	人口(人) ³	面積(km ²) ⁴
		118,297	568.69
都市地域 (22市町)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町	人口(人) ³	面積(km ²) ⁴
		8,923,567	1,550.97

1 水源地域 : 本計画においては、水道水源としてのダム湖(相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖)が位置する地域を指す(4市町村)。「上流域」と言い換えることができる。また、本計画における対象地域。
都市地域 : 本計画においては、ダムによる開発水を水道水源として利用している地域を指す(22市町)。「下流域」と言い換えることができる。

2 水源地域を取り巻く環境 : 本計画においては、水源林等の水源環境だけではなく、そこで育まれた文化及び生活様式等も含めた水源地域が県全体へもたらしている恩恵の基礎となっている環境を指す。

3 「神奈川県年齢別人口統計調査」及び「相模原市地域別・年齢別人口」を基に作成(2019(平成31)年1月1日現在)。

4 神奈川県「令和2年度 市町村要覧」を基に作成(2020(令和2)年1月1日現在。なお、境界の一部が未定のため、参考値となる)。

2 施策の方向性(中柱)

本計画では、水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持していくため、水源地域における交流を通じて、「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を進めていきます。

具体的には、「水源地域の活性化」を進めていくにあたっては、水源地域住民と都市地域住民が「連携・協働」して、水源地域の「魅力」を発信していきます。

「水源環境の理解促進」を進めていくにあたっては、活性化における「連携・協働」に資するように、水源地域住民と都市地域住民が水源環境に対する共通の理解を深め、水源地域への認識を共有していきます。

なお、「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」は、相互に関連性があることから、これらの施策に基づく取組は、相互に連携させながら実施していきます。

(1) 水源地域の活性化

本県の水源地域には、多様な生物が息づく森林及び清らかな川等の豊かな自然や、地域に根差した芸能、食及び工芸等の歴史のある郷土文化といった「地域資源⁵」が残されており、水源地域を訪れる大きな動機の1つとなっています。さらに、「地域資源」からは、特徴的なイベントや特産品といった「観光資源⁶」も生まれ、これを目当てに訪れる人も着実に増えています。

そこで、水源地域における交流に向けて、水源地域を訪れる機会を増やしていくため、これらの資源を水源地域の「魅力⁷」として積極的に発信していきます。

また、水源地域の人口減少や高齢化の進展を踏まえると、「魅力」の発信は水源地域住民だけではなく、都市地域住民と共に進めていくことが必要です。

そこで、都市地域住民が主体的に参加することができるように、両者の「連携・協働」を進めていきます。

(2) 水源環境の理解促進

水源地域の持つ水源環境には、豊かな水を育む水源かん養⁸だけではなく、土壤保全や防災を始めとした様々な役割があり、水源地域を守ることは都市地域を守ることにもつながります(総合流域防災⁹)。

5 地域資源 : 本計画においては、地域で生まれた自然的・文化的な資源を指す。

(例) 自然環境、食文化及び郷土文化等。

6 観光資源 : 本計画においては、地域資源等を基に作り上げた観光的(商業的)な資源を指す。

(例) イベント、特産品及び施設等。

7 魅力 : 本計画においては、「地域資源」及び「観光資源」を含めた水源地域を訪れる動機となるものを指す。

8 水源かん養 : 森林に降った雨がいったん地中にしみ込んで地下水となり、時間をかけて河川等に流出することにより、洪水の緩和や渇水の緩和(水資源を貯蓄し、水量を調整する)、水質の浄化が行われること。

9 総合流域防災 : 流域単位を原則として、包括的に水害(河川)及び土砂災害(砂防)対策を実施すること。

水源地域住民と都市地域住民が、活性化における「連携・協働」を進めていくためには、この役割に対する理解を深め、水源地域は、かけがえのない財産であり、次世代へ引き継ぐという認識を共有していくことが必要です。

また、本県では、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保に向けて、豊かな水源環境の保全・再生に取り組んでいくため、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定しています。水源環境への理解等は、この「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づく水源環境の保全・再生への取組にもつながります。

そこで、「水源地域の活性化」における「連携・協働」及び水源環境の保全・再生への取組に資するように、水源地域住民と都市地域住民が、水源環境に対する共通の理解を深め、水源地域への認識を共有していきます。

3 施策の内容(小柱)

「水源地域の活性化」では、「水源地域で共通して実施する活性化施策」として、同地域に共通する「魅力」を発信する施策のほかに、「エリアごとに展開する活性化施策」として、同地域を3つのエリアに分け、エリアごとの新たな「魅力」を発掘し、発信する施策を実施していきます。

「水源環境の理解促進」では、「県民全体での水源地域に対する共通理解の促進」として、水源環境に対する共通の理解を深め、水源地域への認識を共有していくことができるように交流や教育活動を通じた普及啓発を進めていきます。

(1) 水源地域で共通して実施する活性化施策

「地域資源」及び「観光資源」は、水源地域を訪れるきっかけの1つとなっていることから、水源地域における交流に向けて、これらの資源を地域に共通する「魅力」としてまとめ、積極的に発信していきます。

具体的には、「魅力」の発信に関わる人材の確保及び発信を行いやすい発信媒体等の整備等により、積極的な発信に取り組んでいくとともに、イベントや特産品への支援等により、「魅力」を高めるための支援も行っていきます。

また、この施策には、水源地域住民だけではなく、都市地域住民も加わり、「連携・協働」して取り組んでいきます。

具体的には、ニーズ調査及びシンポジウム等の開催により都市地域住民が主体的に参加していく仕組みづくりを進め、「連携・協働」に向けた体制の整備を目指します。

(2) エリアごとに展開する活性化施策

水源地域は、県中央部から県北西部までの非常に広い地域であり、水源地域内でも場所ごとにその特性が異なります。このため、「地域資源」及び「観光資源」には、地域に共通するものに加えて、場所ごとに異なる特徴を有しているものもあります。また、場所ごとに抱える課題や行政・地元団体等が実施している事業にも違いがあります。

これらの違いは、水源地域が持つ新たな「魅力」として、水源地域を訪れるきっかけとなり得ます。

そこで、今後も水源地域を訪れる機会を増やし、また持続可能な取組として進めていくため、この新たな「魅力」を発掘し、発信していきます。

具体的には、水源地域を3つのエリアに区分したうえで、エリアごとの違いを特色として捉えて事業を実施していきます。

なお、この事業においても、水源地域住民と都市地域住民の「連携・協働」を進めていきます。

(3) 県民全体での水源地域に対する共通理解の促進

「水源地域の活性化」における「連携・協働」及び水源環境の保全・再生への取組を着実に進めるために、水源環境に対する共通の理解を深め、水源地域への認識を共有していけるように交流や教育活動を通じた普及啓発を進めていきます。

具体的には、水源地域における体験・交流プログラム等への支援及び都市地域におけるキャンペーンの実施等による交流、並びに県内の学校への学習機会の提供及び水源地域の自然等を活用した体験学習の実施等による教育活動を通じ、水源環境について考え、水源地域のことを意識する機会を増やしていきます。

4 対象地域

本県のダム湖(相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖)に蓄えられた水は、水道水をはじめ、農業用水や工業用水、発電等の安全・安心な県民生活を支える貴重な資源となっています。良質な水の安定的な供給を確保するためには、ダム湖とダム湖を取り巻く環境を良好な状態で維持し、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

このため、これらのダム湖が位置する相模原市¹⁰、山北町、愛川町及び清川村の市町村を水源地域とし、計画の対象地域とします¹¹。

10 相模原市は、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区を対象とする。

11 これまでの計画では、水源地域市町村内の自然、産業及び文化など、特色ある「地域資源」が豊富に存在し、人と自然との関わりを重視した個性的な地域として認識されているエリアを「交流の里」と位置付け、重点的な施策展開の対象としていた。「交流の里」については27ページ(又は31ページの注釈)参照。

5 SDGsの趣旨を踏まえた取組の実施

本県では、「かながわSDGs取組方針」を作成し、SDGs¹²の関連施策の展開例、役割及び推進するための取組等を示すことで、市町村、企業、大学、NPO及び県民等の全てのステークホルダー(利害関係者)と一体となってSDGsを推進しています。

本計画の目的は、「水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持していくこと」であり、この目的は、『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念と軌を一にするものです。

また、県内のダム湖の機能は、水道供給のみならず、再生可能エネルギーである水力発電や洪水調節等も担っており、ダム湖及び水源地域が果たす役割は、SDGsの17のゴール(目標)につながります。

このように、本計画における取組は、SDGsの17のゴール(目標)と様々な形でつながるものであり、「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を通じて、SDGsを実現していきます。

6 自治体間の適切な連携と役割分担

本計画で進める施策は、広域自治体である県と基礎自治体である市町村が適切な連携と役割分担のもとに推進していきます。

例えば、地域の活性化は、地域に密着した市町村の方が、効果的かつ効率的に施策を進めることができます。このため、特に、市域内に水源地域と都市地域を有し、政令指定都市である相模原市とは、役割分担を明確にし、同市が水源地域内で進める諸施策と、本計画に基づく取組との連携を図り、効果的かつ効率的な取組の実施に努めていきます。

7 本計画の位置付け

(1) 本県における主な計画との連携

ア 総合計画(かながわランドデザイン)

本県は、「総合計画(かながわランドデザイン)」に「いのち輝くマグネット神奈川」を掲げ、将来に向けて持続可能な形を維持するため、様々な施策を連関させ、総合的に施策を展開しています。

12 SDGs(エスディー・ジーズ) : 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。17のゴール(目標)・169のターゲットから構成される。

本計画では、この総合計画による施策展開に基づき、「水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持していくこと」を目標に掲げ、「水源地域の活性化」及び「水源環境の理解促進」を目指し、持続可能な取組を進めていきます。

イ 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略

本県では、「まち・ひと・しごと創生法」が2014(平成26)年11月に施行されたことに伴い、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まち・ひと・しごと創生(地方創生)に関する施策を総合的かつ計画的に実施しています。

2019(令和元)年度に策定された「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標である「国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる」の施策の基本的方向の1つである「地域のマグネットとなる魅力づくり」に「ダム湖と周囲の自然環境を生かした水源地域の活性化」を位置付け、「水源地域への交流人口」に目標値を設定しています。

このように、本計画とこの総合戦略は、施策に共通する点があることから、連携して本計画の「水源地域の活性化」を進めていきます。

ウ 神奈川県観光振興計画

本県では、「神奈川県観光振興条例」に基づき、「神奈川県観光振興計画」を定め、観光振興を進めています。

2019(平成31)年3月に改定された計画では、「持続可能な観光の実現」を重点的取組の視点とし、2021(令和3)年における「観光消費額総額(暦年)」等の指標を設定しています。また、施策体系のうち、「基本施策1 観光資源の発掘・磨き上げ」に、「宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化」が位置付けられています。

このように、本計画とこの振興計画は、施策や指標に共通する点があることから、連携して本計画の「水源地域の活性化」を進めていきます。

エ かながわ水源環境保全・再生施策大綱

本県では、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」、さらに大綱の期間(2007(平成19)年度以降20年間)を5年ごとに区切った「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を順次策定し、水源環境保全・再生のための取組を進めています。

本計画とこの大綱は、目的に共通する部分があるほか、前回計画では、第3期5か年計画と共通する事業¹³を実施してきたことを踏まえ、引き続き連携して本計画の「水源環境の理解促進」を進めていきます。

13 水源地域を学ぶ体験学習事業。

(2) 水源地域市町村における諸計画との連携

水源地域市町村の施策との連携は必須であることから、各市町村の総合計画や観光振興計画等と連携を図り、「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を進めていきます。

8 NPO、企業、大学等との連携・協働

「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を継続していくためには、NPO等の民間団体や企業、大学等の参加が不可欠です。

このため、これらが持つ先駆性、柔軟性、専門性や発想力、行動力を活用できる仕組みづくりを進めていきます。

具体的には、取組の実施に係るコーディネーターや取組の実施主体としての参加を促進していきます。また、働き方の変化等を踏まえたワーケーション¹⁴の実施や副業としての活動への参加ができる仕組みを検討していきます。

9 「新しい生活様式」を踏まえた取組の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させていく必要があります。

本計画に基づく取組を実施していくにあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生動向等を注視しながら、この「新しい生活様式¹⁵」を踏まえた取組の実施に努めていきます。

14 ワーケーション : 「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でテレワーク(リモートワーク)を活用し、働きながら休暇を取得する過ごし方。

15 新しい生活様式 : 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させていく必要があることから、これを「新しい生活様式」と呼ぶこととし、国(厚生労働省)が具体的な実践例を示している。

1 0 計画期間

計画の目的を達成するためには、継続的な取組が必要となるとともに、社会環境の変化に的確に対応する必要があります。

このため、計画期間を、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5か年とし、取組を実施していきます。

具体的には、本計画に基づく取組は、次のスケジュールで実施していきます。

(年度)

	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
制度設計・整備等					
取組の実施・展開					
本計画の効果検証					

1 1 目標及び効果検証

本計画は、水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持していくために、水源地域における交流を通じて、「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を進めていくこととしています。

そこで、本計画の進捗を把握するため、「水源地域への交流人口(水源地域への来訪者数)」及び「来訪者の満足度」を本計画の目標値として設定し、効果検証を行います。

また、本計画に基づく各取組についても実績を把握し、有識者等で構成する「フォローアップ会議」において、効果検証を行います。

水源地域への交流人口(水源地域への来訪者数)

水源地域への交流人口を2025(令和7)年に918万人¹⁶とすることを目標とします。

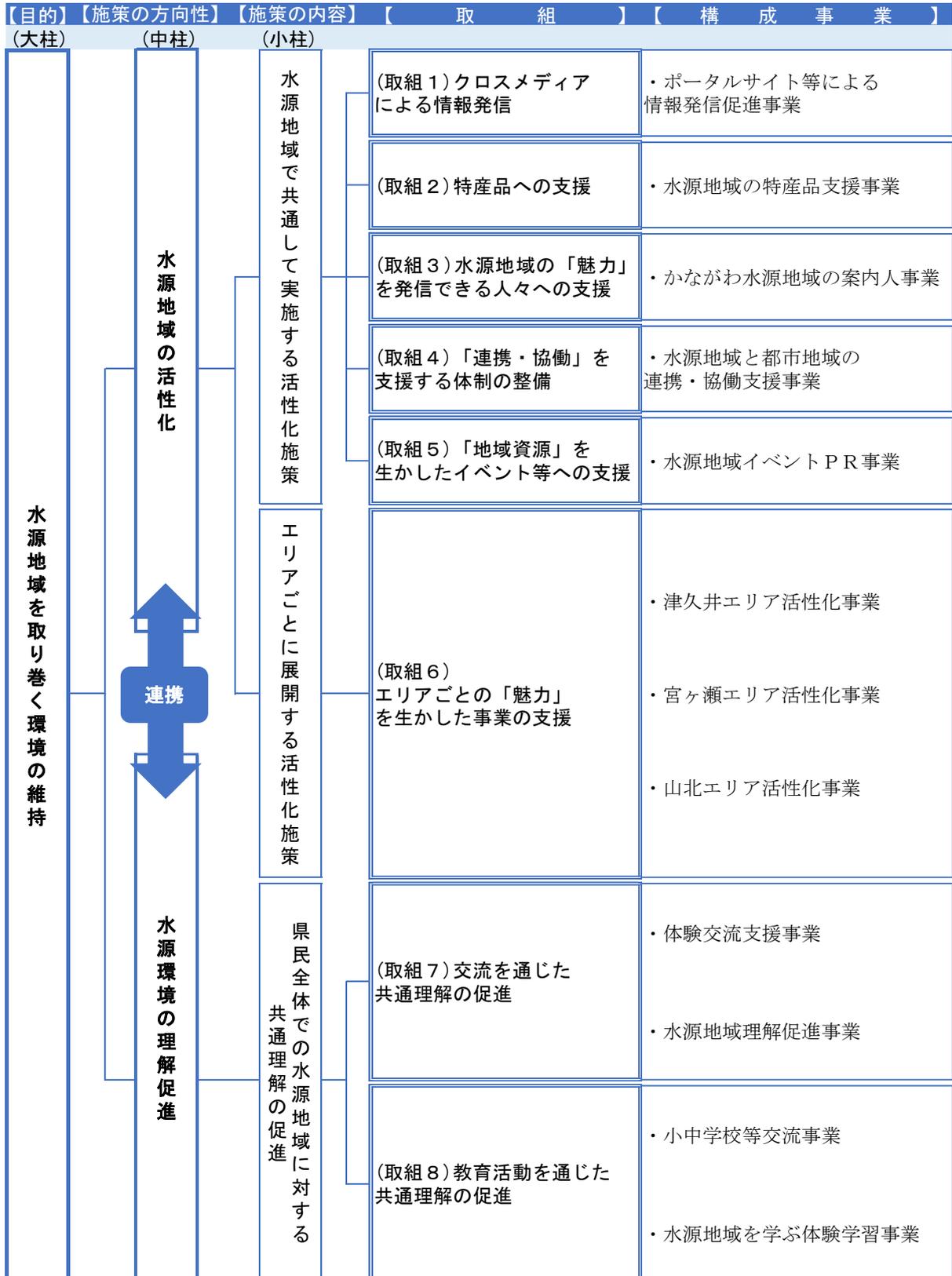
来訪者の満足度

水源地域への来訪に対して好意的な回答(「満足」等)をした来訪者が計画期間内の年度ごとに全体の80%以上となることを目標とします。

16 直近3か年(2017(平成29)年から2019(令和元)年)の平均値(848万人)から計画期間中(2021(令和3)年から2025(令和7)年)に年率2%増で推移すると推計。

第2章 今後推進する取組

1 取組の体系



(水源地域と都市地域、あるいは水源地域同士の交流を通じて各施策を実施)

2 取組の内容

(1) 水源地域の活性化

ア 水源地域で共通して実施する活性化施策

取組1 クロスメディアによる情報発信

<構成事業> ポータルサイト等による情報発信促進事業

[目的]

ポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi(ナビ)」を運営するとともに、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用し、水源地域の「魅力」を戦略的に発信していきます。

あわせて、水源地域市町村及び観光協会等との情報発信の連携、並びに各種発信媒体の連携を図り、クロスメディア¹⁷の観点から水源地域の「魅力」を効果的かつ効率的に発信していきます。これらにより水源地域への来訪者の増加を図ります。

[事業内容]

① ポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」の運営

「取組5 『地域資源』を生かしたイベント等への広報支援」と連携し、四季折々の情報やイベント情報、グルメ・ハイキング・温泉等のレジャー情報、特産品の紹介等を組み合わせ、水源地域に行きたくなる情報を発信するポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」(<https://www.suigen.jp>)を運営していきます。

② SNSの活用

写真や映像等を用いて興味を引く情報を発信し、閲覧者を「神奈川やまなみ五湖navi」、又は水源地域市町村の観光情報サイト等へ誘導するツールとして、Twitter(ツイッター)やFacebook(フェイスブック)等のSNSを活用していきます。

③ 戦略的な発信方法の検討

ポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」及びSNSにおける発信力を強化していくために、現在の「やまなみ五湖¹⁸」に代わる神奈川の水源地域をイメージしやすい名称等、本県の水源地域としての認知度を高める発信のあり方を検討していきます。

17 クロスメディア : 様々な媒体での情報発信を組み合わせることで媒体同士の相乗効果を高めていく方法(戦略)。

18 やまなみ五湖 : 相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の5つのダム湖の総称(32~33ページ参照)。

④ 情報発信における連携

県のホームページや県のたより、神奈川県観光協会が運営する国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW(ナウ)」及び水源地域市町村の観光情報サイト等と掲載情報及び掲載方法等の連携を図り、効率的な情報発信を行っていきます。

また、WEB媒体(ポータルサイトやSNS等)と紙媒体(観光パンフレット等)の組合せ等のクロスメディアによる効果的な情報発信も進めていきます。

⑤ 交流施設に関する情報の発信

来訪時の拠点となる水源地域内の多様な施設と連携し、施設の周辺情報やイベント情報等の様々な情報を発信していきます。

[把握する実績]

- ポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」へのアクセス数
- 各種SNSの投稿に対するアクセス数、エンゲージメント数¹⁹

[水源環境の理解促進の取組]

ポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」に県内の水資源の概要やダム湖の役割を掲載することにより、水源環境への理解を深めていきます。

19 エンゲージメント数 : SNSの投稿に対する「いいね!」やコメントがされた総数。

取組 2 特産品への支援

<構成事業> 水源地域の特産品支援事業

[目的]

水源地域の素材や自然の恵みを生かした「やまなみグッズ²⁰」のブランドイメージ(価値)の向上を図ります。また、ブランドイメージの戦略的なPRを実施するとともに、他の水源地域市町村の特産品と合わせて「水源地域のブランド(特産品)」として一体的なPRを実施していきます。これらにより、特産品を通じた水源地域の「魅力」の発信と地場産品の消費拡大を図ります。

[事業内容]

① 「やまなみグッズ」のブランドイメージ(価値)の向上

「やまなみグッズ」は、その認定制度を継続しつつ、その商品が作られた背景や生産者が込めた思い等を発掘し、商品の「ストーリー」として発信していくことにより、そのブランディング²¹を強化していきます。

② 戦略的なPRの実施

「取組1 クロスメディアによる情報発信」と連携し、ポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」への掲載やパンフレットの作成等を組み合わせ、「やまなみグッズ」のブランドイメージを戦略的にPRしていきます。

あわせて、「やまなみグッズ」を手にする機会を増やすために、本県の特産品を扱うアンテナショップ「かながわ屋」やインターネットショッピングサイトでの販売、水源地域内での取扱店舗の拡大を検討していきます。さらには、都市地域で開催されるイベント等や「取組5 『地域資源』を生かしたイベント等への広報支援」で支援するイベント等への「やまなみグッズ」の出品を引き続き推進していきます。

③ 「水源地域のブランド」としての連携

「② 戦略的なPRの実施」に当たっては、水源地域市町村が個別にブランド認定している特産品と連携し、「水源地域のブランド(特産品)」として一体的にPRすることで、各ブランドに対する認知度の向上に努めていきます。

[把握する実績]

- 「やまなみグッズ」に対する認知度(県民へのアンケート等により把握)

20 やまなみグッズ : 特産品を通じて水源地域のPR・普及啓発や地域の活性化・まちおこしに貢献することを目的とし、水源地域市町村から推薦のあった水源地域の特産品で、やまなみグッズ審査委員会の審査に合格し、認定された商品。

21 ブランディング : 消費者に対してブランドに関する共通のイメージを持たせる手法。

取組3 水源地域の「魅力」を発信できる人々への支援

<構成事業> かながわ水源地域の案内人事業

[目的]

水源地域で活動をする人又は団体を支援する「かながわ水源地域の案内人」制度を新たに創設し、登録された案内人への支援を行うとともに、案内人同士の連携を促していきます。これらにより、案内人の活動を通じた水源地域の「魅力」の発信を進め、来訪者の増加を図ります。

[事業内容]

① 「かながわ水源地域の案内人」の創設

「かながわ水源地域の案内人」を創設し、郷土芸能の名人、郷土工芸の匠、地域の食文化を担う人、体験教室の講師、又はまちおこしに取り組んでいる人等の水源地域における交流に関わる活動をしている人等の登録を促していきます。

② 連絡会議の開催

登録した案内人を対象に定期的に連絡会議を開催し、意見交換や各案内人が持つ課題の共有、事例研究、研修等を通して案内人の活動への支援を行います。

③ 案内人同士の連携の促進

連絡会議を通じて、案内人が連携(コラボレーション)し、新たな活動(事業)を行う場合には、その活動を支援することで、案内人同士の連携を促していきます。

[把握する実績]

- かながわ水源地域の案内人の登録者数
- 連絡会議の実施回数

[水源環境の理解促進の取組]

連絡会議で水源環境への理解や水源地域の役割に関する研修等を実施することで、水源環境への理解を深める機会につなげていきます。

取組 4 「連携・協働」を支援する体制の整備

<構成事業> 水源地域と都市地域の連携・協働支援事業

[目的]

水源地域における水源地域住民と都市地域住民の「連携・協働」を支援する体制を整備することにより、都市地域の住民又は団体が、水源地域を訪れるだけに留まらず、水源地域で主体的に活動してもらうことで、水源地域の一層の活性化と取組の継続を目指します。

[事業内容]

① 水源地域に対するニーズの調査

都市地域住民に対して、水源地域を訪れる目的や水源地域で体験したいこと等の水源地域に対するニーズを調査します。

② 水源地域に興味を持つ都市地域住民又は団体の発掘

都市地域において、水源地域での活動や水源地域の魅力等に関するシンポジウム・ワークショップ等を開催することにより、水源地域での活動に興味を持つ都市地域の住民等を発掘し、水源地域のサポーターとして位置付けていきます。

③ 「連携・協働」に向けた仕組みづくり

「取組 3 水源地域の魅力を発信できる人材の発掘・確保」と連携しながら、水源地域での活動に興味を持つ都市地域の住民等(水源地域のサポーター)と水源地域で活動している住民等をマッチングさせることにより、都市地域住民が水源地域に対して求めているニーズに応え、水源地域の一層の活性化と取組の継続を図ります。

また、これにより都市地域の住民等が水源地域でのイベント等に主体的に携わることで、都市地域住民と水源地域住民の交流の促進を目指します。

さらに、「取組 5 『地域資源』を生かしたイベント等への広報支援」と連携し、マッチングにより実現したイベント等を積極的に支援していくことで、都市地域の住民等の参加を促進していきます。

④ コーディネーター(組織・人)の検討

「③ 『連携・協働』に向けた仕組みづくり」で実施するマッチングを担うコーディネーターの発掘・育成について検討を進めていきます。

[把握する実績]

- 「取組5 『地域資源』を生かしたイベント等への広報支援」で把握する実績
- 「取組7 交流を通じた共通理解の促進」で把握する実績

[水源環境の理解促進の取組]

「取組7 交流を通じた共通理解の促進」と連携し、同取組の「水源地域理解促進事業」と併せてシンポジウム・ワークショップ等を開催することにより、水源環境への理解を深めていきます。

取組5 「地域資源」を生かしたイベント等への広報支援

<構成事業> 水源地域イベントPR事業

[目的]

水源地域の「魅力」の1つであるイベント等を広報の面から支援することで、水源地域への来訪者の増加を図ります。

[事業内容]

① 水源地域の「体験・交流イベント」としての一体的なPR

「取組1 クロスメディアによる情報発信」と連携し、水源地域で実施される交流イベントや体験ツアー等を網羅的・一体的に発信していきます。

なお、情報発信を行うイベント等は、水源地域のみどり、清流及び湖等の豊かな自然や、水源地域に伝えられてきた芸能及び工芸等の郷土文化等の「地域資源」を生かしたものを主な対象とします。

② マッチングの強化

水源地域で1年間に開催されるイベント等を内容(イベントの種類等)や時期ごとに整理して可視化することで、「水源地域で出来ること」を分かりやすく発信していきます。

これにより、来訪者が自身のニーズに合ったイベント等を見つけやすくし、来訪者と水源地域のマッチングを促していきます。

[把握する実績]

- 支援したイベント等への参加者数
- 参加者の満足度

[水源環境の理解促進の取組]

「取組7 交流を通じた共通理解の促進」又は「取組8 教育活動を通じた共通理解の促進」として実施する各事業、若しくは地元団体等が実施する「水源環境の理解促進」に係るイベント等に係る広報の支援も行うことにより、水源環境への理解を深めていきます。

イ エリアごとに展開する活性化施策

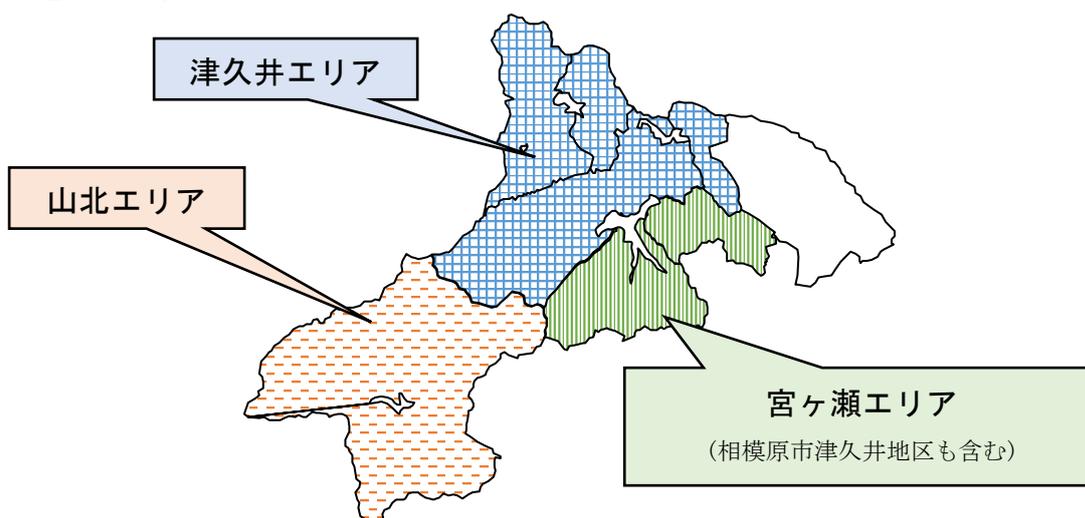
取組6 エリアごとの「魅力」を生かした事業の支援

[目的]

水源地域を3つのエリアに分け、エリアごとの新たな「魅力」（資源）を発掘し、エリアとしての「魅力」を高めるために事業化するとともに、その「魅力」を積極的に発信していくことで、水源地域への来訪者の増加を図ります。

[エリア設定]

本計画の対象地域²²を津久井エリア、宮ヶ瀬エリア及び山北エリアの3エリアに分けて実施します。



津久井エリア	相模原市の城山地区、津久井地区 ²³ 、相模湖地区及び藤野地区
宮ヶ瀬エリア	相模原市の津久井地区 ²³ 、愛川町及び清川村
山北エリア	山北町

[各エリアにおける取組]

エリアごとにその「魅力」を生かした事業を実施していきます。

なお、具体的な内容は、各エリアに存する団体等からの提案を踏まえて検討していきます。

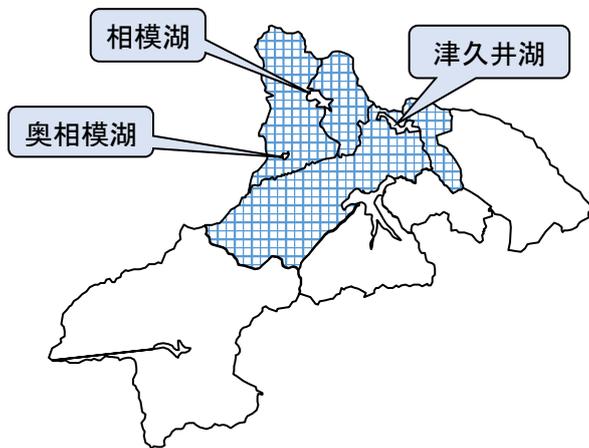
このため、本計画においては、エリアごとの特色と方向性について記載します。

22 対象地域：相模原市(城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区)、山北町、愛川町及び清川村を指す(4ページ参照)。

23 一部が津久井エリアと宮ヶ瀬エリアで重複する。

<津久井エリア>

[エリアの特色]



相模湖、津久井湖及び奥相模湖が位置する相模原市の津久井エリア(城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区)は、小原宿本陣や津久井城址等の歴史的資源及び村歌舞伎や祭囃子等の文化的資源に恵まれており、それぞれの地区がその地で育んだ独自の文化や生活スタイルを持つバラエティに富んだエリアです。

また、藤野芸術の家や相模湖交流センターでは、芸術に関する取組、津久井湖観光センターでは、観光情報の発信や地元特産品の販売がされており、近隣からの観光交流の入口となっています。

加えて、このエリアにある城山湖は、津久井湖の水を利用した日本初の大型の純揚水式地下発電所による水力発電を実施しており、周辺にはハイキングコース等もあります。

さらに、中央自動車道の相模湖インターチェンジ(相模湖 I C)、首都圏連絡中央自動車道(圏央道)の相模原インターチェンジ(相模原 I C)や高尾山インターチェンジ(高尾山 I C)等から近く、最寄駅に J R 中央本線の相模湖駅や藤野駅もあり、首都圏からのアクセスが良いエリアでもあるとともに、近年はマイクロツーリズム²⁴への関心が高まりを見せており、キャンプ等のアウトドアレジャーを楽しむ方々の来訪が増加しています。

このエリアの活性化に向けては、相模原市と各地区の観光協会等の地域関係団体が連携して、湖、自然、歴史的資源及び伝統文化等の「地域資源」を生かした交流イベントや体験ツアー等を積極的に実施しています。

[津久井エリアの方向性]

相模原市が策定した諸計画とそれに基づく取組を踏まえ、市や地域住民、民間団体、民間事業者等と連携しながら、地域の豊かな自然、歴史や文化を生かし、新たな「魅力」の発掘と発信を行うとともに、多様な体験・交流型観光を実施します。

交流の拠点となる相模湖交流センター、津久井湖観光センター、藤野芸術の家等については、これらの資源を核として地域課題の解決や水源地域を訪れる機会の増加に向けた取組を持続的に実施していくため、「魅力と利便性の向上」を図ります。

また、交通利便性の高さやリニア中央新幹線の開通による広域交通ネットワークの充実を見据え、ワーケーション等の新たなビジネススタイルの推進など、更なる交流人口・関係人口の創出や移住定住の促進に貢献できる取組を実施します。

これらの取組の推進に当たっては、民間のノウハウや資金の活用なども図りながら、効果的かつ効率的な「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を進めていきます。

24 マイクロツーリズム : 自宅から1時間から2時間圏内の地元または近隣への宿泊観光や日帰り観光。

<宮ヶ瀬エリア>

[エリアの特色]



相模原市(津久井地区)、愛川町及び清川村の1市1町1村にまたがる宮ヶ瀬湖を中心としたこのエリアは、湖周辺の豊かな自然とダム等の公共施設(インフラストラクチャー)が並存しています。特に、宮ヶ瀬ダムは、メディアで取り上げられる機会も多く、認知度の高いダムとなっており、観光放流には多くの人が訪れています。

また、首都圏連絡中央自動車道(圏央道)の相模原インターチェンジ(相模原IC)や新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジ(伊勢原大山IC)から近く、首都圏からのアクセスが良いエリアです。

このエリアの活性化に向けては、観光地域づくり法人(DMO)²⁵として観光庁による登録を受けた公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を中心に、地元市町村及び民間団体、企業等が連携・協力しながら、観光を通じた事業を進めています。

[宮ヶ瀬エリアの方向性]

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を中心とする観光地域づくり法人(DMO)とのネットワークを基盤に、市町村、県、民間団体、企業等がそれぞれの事業を連携させながら、観光において必要不可欠な要素である食と豊かな自然に囲まれた公共施設(インフラストラクチャー)を組み合わせる周遊型観光(インフラツーリズム)を実施します。

地場産品を活用した魅力ある特産品の開発や既存の特産品の地域展開を促すとともに、観光地としてブランド力が高まっている宮ヶ瀬ダムを中心に、宮ヶ瀬やまなみセンターや鳥居原ふれあいの館、県立あいかわ公園、道の駅清川等の周辺施設の「魅力」を生かした「周遊ルートを形成」し、エリア全体の活性化を図ります。

また、アクセスの良さを生かしたマイクロツーリズムやワーケーションの推進など、交流につながる新たな需要の開拓にも取り組んでいきます。

25 観光地域づくり法人 : 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人(Destination Management Organization)。

<山北エリア>

[エリアの特色]



丹沢湖が位置する山北町は、町域の約90%が丹沢大山国定公園や県立自然公園を含む森林地域であり、豊かな自然環境に恵まれているとともに、古くからの歴史や伝統文化が継承されているエリアです。また、川崎市や東京都品川区等の都市部の自治体との協定による自治体間連携が積極的に実施されているエリアでもあります。

今後は、2023(令和5)年度に、新東名高速道路の(仮称)山北スマートインターチェンジ(山北スマートIC)が開通予定であり、これにより首都圏からのアクセスが飛躍的に向上します。これを契機として同エリアへの来訪を促進していく事業も検討されています。

このエリアの活性化に向けては、地域住民と山北町が連携し、恵まれた森林資源を生かした、体験学習や木工製品づくり等を実施し、同エリアでの交流事業を行っています。

[山北エリアの方向性]

山北町と県、都市部の自治体、地域住民、民間団体等が連携しながら、豊かな水を育む水源林を活用し、水源環境に対する共通の理解を深めていく体験学習や水源地域と都市地域の交流事業を実施していきます。

森林資源を活用した体験教室等は、水源地域の「魅力」を肌で感じることができ、また水源地域の役割を知り、水源地域の重要性を学ぶことができる非常に大切な事業です。

こうした事業の実施を通して、「水源地域を知り、学ぶ場」として同エリアの「魅力」を高めていきます。

また、(仮称)山北スマートインターチェンジの開通を控えていることも踏まえ、この森林資源を生かした新たな事業も検討していきます。

(2) 水源環境の理解促進

ア 県民全体での水源地域に対する共通理解の促進

取組 7 交流を通じた共通理解の促進

<構成事業 1> 体験交流支援事業

[目的]

水源地域の豊かな自然や歴史のある郷土文化等に触れ合う機会を通じて、水源地域住民と都市地域住民が水源環境に対する理解を深め、水源地域への認識を共有していくことを目指します。

[事業内容]

① 体験・交流プログラム等への支援

水源地域での体験・交流を目的としたプログラムやイベントへの支援を行います。

なお、これらのプログラム等は、水源地域の豊かな自然を活用した自然・生物観察会、又は水源林の間伐作業等のメニュー、若しくは郷土文化を活用した水源地域の暮らしを体験するメニューなど、「水源環境への理解促進」につながるものとしていきます。

② 都市地域住民の参加促進

都市地域の自治体と連携し、都市地域住民の「① 体験・交流プログラム等への支援」の対象となるプログラム等への参加を促していきます。

また、参加者のニーズを反映させていくため、アンケートの実施等によりプログラム等に対する参加者の意見を聴取していきます。

[把握する実績]

- 支援したプログラム等への参加者数
- 支援したプログラム等への参加者の満足度

[水源地域の活性化の取組]

ア 水源地域の「魅力」発信

「取組5 『地域資源』を生かしたイベント等への広報支援」と連携し、「水源地域イベントPR事業」の対象となるイベント等に対して支援することにより、「水源地域の活性化」としての「魅力」の発信を進めていきます。

イ 水源地域住民と都市地域住民の「連携・協働」

「取組4 『連携・協働』を支援する体制の整備」と連携して、都市地域の住民又は団体が運営に携わるプログラム等を積極的に支援していくことにより、都市地域住民等の参加を促進していきます。

<構成事業2> 水源地域理解促進事業

[目的]

都市地域において、水源地域のPRを目的とするキャンペーンやイベントを積極的に行うことにより、広く県民に水源地域の「魅力」を発信するとともに、キャンペーン等における交流を通じて、水源環境に対する理解を深め、水源地域への認識を共有していくことを目指します。

[事業内容]

都市地域において、郷土芸能の実演や体験教室の開催、特産品の展示販売、観光情報の発信等を内容としたキャンペーン等を実施し、都市地域住民に水源地域の「魅力」を発信します。また、都市地域の水需要をまかなうためにダム湖が造られ、水道水が供給されているという県内水資源の状況及び水源環境の役割等をPRしていきます。

なお、実施にあたっては、例えば、水源地域のサポート制度を設けるなど、水源地域住民やNPO等の民間団体、企業、大学等との連携・協働を検討していきます。

[把握する実績]

- キャンペーン等への参加者数
- キャンペーン等への参加者の満足度

[水源地域の活性化の取組]

「取組4 『連携・協働』を支援する体制の整備」と連携し、同取組の「② 水源地域に興味を持つ都市地域住民又は団体の発掘」によるシンポジウム・ワークショップ等の開催と併せて、水源地域の役割や体験等に関するキャンペーン等を実施することにより、水源地域の「魅力」の発信を進めていきます。

取組 8 教育活動を通じた共通理解の促進

<構成事業 1> 小中学校等交流事業

[目的]

児童・生徒等の交流を通じ、教室の中では体験することのできない「体験学習」の場を提供していくことによって、水源地域及び水源環境保全の重要性への理解促進を図るとともに、自然への関心を深めます。

[事業内容]

① 小中学校等交流の実施

水源地域と都市地域の小中学校等が互いの学校やその地域を訪問し、「環境学習」や「水循環」の視点を踏まえた体験・交流プログラム等を実施することにより、児童・生徒等に水源環境の保全や水資源の重要性についての学習機会を提供していきます。

② 交流の促進・持続

より多くの学校間の交流に広げていくため、新たな交流先を開拓していきます。また、当事業により交流した学校に対して、交流に係る協定の締結等を促し、自立した交流につなげていく仕組みを検討していきます。

[把握する実績]

- 交流を実施した学校数
- 参加者の満足度

<構成事業2> 水源地域を学ぶ体験学習事業

[目的]

水源地域の自然の中で、児童・生徒等が森林の保全作業等の体験を通じ、本県の水源地域の森林が果たす役割の重要性を理解し、将来にわたって、「かながわの森林」と水を守る意識を持ち続けるようになることを目指します。

[事業内容]

① 体験学習の実施

本県に暮らす児童・生徒等が、水源地域の森林で行われている水源環境保全に関する取組の見学や作業体験を行うことができるように、各市町村の教育委員会と事業の受入れ主体となる団体との調整及び体験メニューを検討していきます。

これらの実施にあたっては、引き続き「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」による「かながわの水源環境保全・再生施策」と連携し、効果的な事業の実施を進めていきます。

② 事業の拡大に向けた検討

オンライン講座や出張講座、間伐材を活用した教材の提供など、水源環境の保全及び水資源の重要性についての学習機会の拡大を検討していきます。

[把握する実績]

- 体験学習等への参加者数
- 体験学習等への参加者の満足度

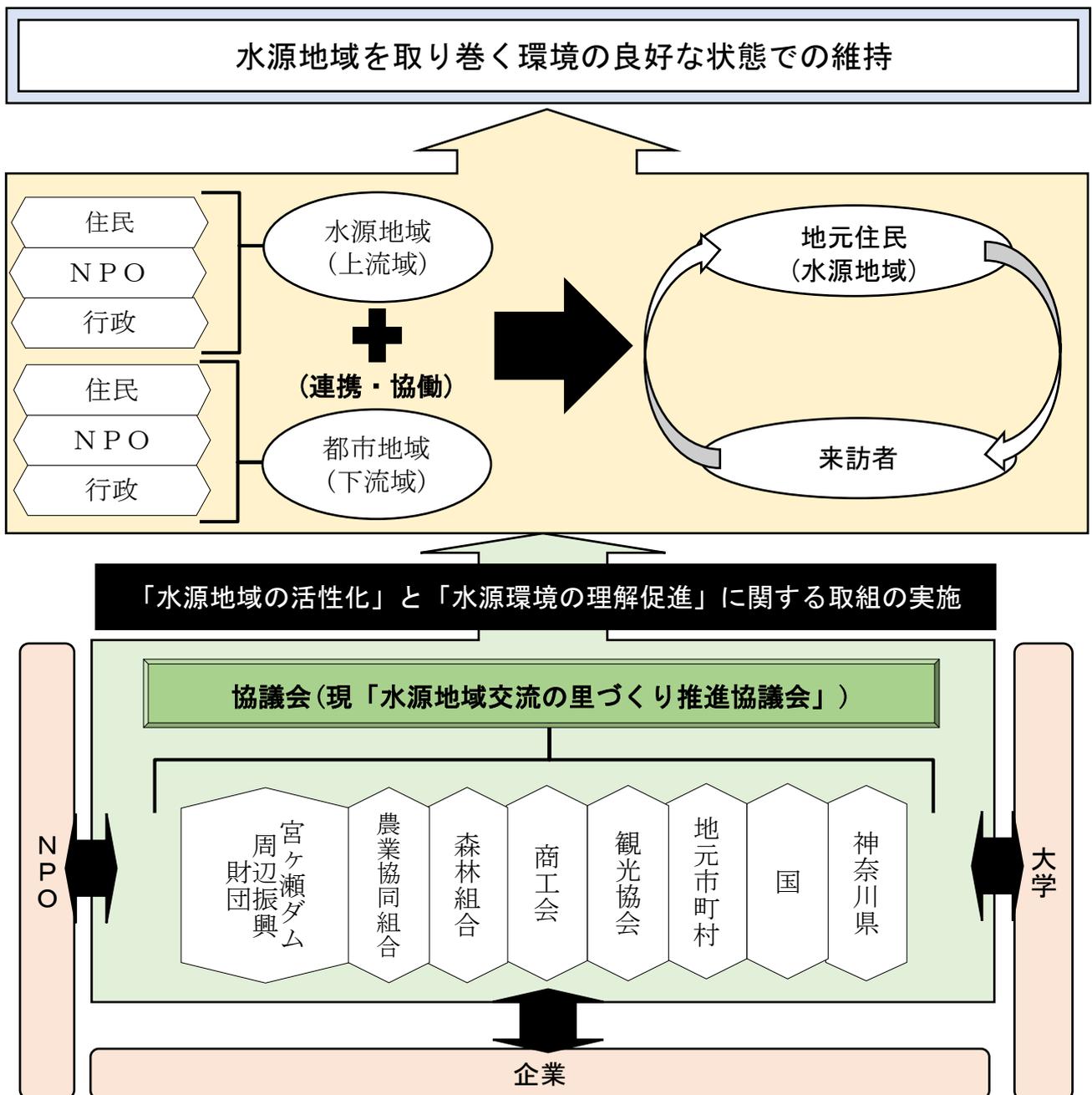
第3章 実施体制

この計画の施策は、国、自治体及び関係団体で構成された協議会(現「水源地域交流の里づくり推進協議会」)が中心となって推進していきます。

具体的には、協議会が構成団体と連携を図りながら、「水源地域の活性化」及び「水源環境の理解促進」を進めていくとともに、各構成団体も本計画に基づき、あるいは本計画の理念を踏まえ、それぞれの役割分担のもと、相互に連携して取組を実施します。

また、取組の実施にあたっては、NPO、企業、大学等との連携・協働を図ることで、より大きな協力関係を築いていくことを目指します。

これらの取組を通して、主体となる水源地域と都市地域の住民等に働きかけながら、水源地域における交流を促進し、水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持していきます。



第4章 参考資料

1 本計画策定の経緯と課題

(1) 計画の趣旨

本県では、急速な人口の増加や工業の発展に伴う水需要の増加に対処するため、1938(昭和13)年に相模ダム建設のための調査に着手して以来、水源地域の方々の御理解と御協力をいただきながら、水源開発を推進し、県民の貴重な水がめである相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の5つのダム湖を誕生させました。

2001(平成13)年3月には、県内最後のダムとなる宮ヶ瀬ダムが完成したことにより、県内の上水道の約8割が、ダムにより開発された水源によってまかなわれ、県民が将来にわたり必要とする水源が確保されました。

この水源を育む自然環境は、これまで水源地域に暮らす人々が、地域に根ざした農林業や新たに生まれたダム湖を中心とした「地域資源」の活用等により、環境への負荷に配慮した地域づくりを進めることにより保全されてきました。

この水源地域の方々の御理解、御協力と先人達の努力により維持されてきた本県の貴重な水源環境は、今後も守り、次世代に引き継いでいくことが必要です。

この水源を良質な状態で、次世代の県民にしっかりと引き継いでいくことは、我々の責務となっています。

そこで、県では、「水源地域の活性化」を目指して、相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の5つのダム湖とその周辺地域を対象に、30年以上にわたり、水源地域と都市地域との交流を基礎とした施策を進めてきています。

(2) これまでの計画

ア 「やまなみ五湖ネットワーク整備基本計画」の推進

県と水源地域町村(当時)は、「水源地域の活性化」を図るために、1987(昭和62)年度に「やまなみ五湖ネットワーク構想」を、1989(平成元)年度に「やまなみ五湖ネットワーク整備基本計画」を策定しました。

この構想・計画では、やまなみ五湖エリア全体を「森林浴場」としてとらえ、五感のすべての体験を可能とする「五感ネットワーク」の演出を図り、自然との新たな関わりや地域との交流から「やまなみ文化」の創造を目指しました。

そして、地域全体の共通イメージを形成し、地域のアイデンティティ(独自性、帰属意識)を確立するため、サイン(標識、標示)を統一し、五感ネットワーク(連携)網の整備を図る「サイン整備」、地域への入口施設、活動拠点、遊歩道等のネットワークの構成要素となる施設や道路網等を整備する「ハード整備」、地域の生

活、産業等の生活文化の視点を踏まえた、都市と地域の相互理解と都市から地域への還流を図る「ソフト整備」の3つの整備方針を大きな柱としました。

また、1997(平成9)年度には、これらの取組の充実を図るため、県の総合計画である「かながわ新総合計画21」の5つの県土構想の1つである「水源地域総合保全整備構想」に、重点プロジェクトとして「水源地域の活性化」を位置付けました。この中では、水源地域町村(当時)内において、自然、産業、文化等の特色ある「地域資源」が豊富に存在し、人と自然との関わりを重視した個性的な地域として認識されているエリアを「交流の里」と位置付け²⁶、この「交流の里づくり」を中心として「交流の里文化祭の開催」や「情報提供施設整備」等の重点的な取組を展開していくこととしました。

イ 「水源地域交流の里づくり計画」の推進

2000(平成12)年度には、「やまなみ五湖ネットワーク整備基本計画」の計画期間が終了することから、県、水源地域町村(当時)、観光協会・森林組合等の関係団体、水源地域及び都市地域住民による「かながわ水源地域活性化しくみづくり検討会」等を組織し、「交流の里づくり」を中心とした水源地域の活性化のあり方について検討を行いました。

その結果、水源地域の自然環境の保全と活性化は、県が地元の町村や住民、さらには都市住民の協力を得て、継続的に取り組むべき課題であることから、水源地域町村(当時)や関係団体と調整のうえ、新たな県の計画として「水源地域交流の里づくり計画」を2001(平成13)年度に策定しました。

この計画では、「地域間交流による賑わいの創出や相互理解の促進」について重点的に取り組み、「交流事業」、「交流の担い手」及び「交流施設」の充実を図るための「交流の里づくり」を中心として、都市地域住民と水源地域住民との交流を深めることにより、「水源地域の活性化」を図ることを基本的な考え方としました。

また、この考え方を踏まえ、「交流の里」を8地域から15地域に拡充するほか、交流に必要な施設(交流の里への入口となる駅前の情報案内施設等)の整備に対する支援等のハード面の取組を継続しつつも、水源地域住民と都市地域住民との上下流域²⁷交流の実施や交流のコーディネーター役の育成等のソフト面の取組へ転換を図ることとしました。

ウ 「改訂水源地域交流の里づくり計画」の推進

2005(平成17)年度に「水源地域交流の里づくり計画」の計画期間が終了することから、県、水源地域町村(当時)、国、水源地域及び都市地域住民及び学識経験者から構成される「水源地域交流の里づくり計画改訂検討委員会」を組織し、計画の改定に向けて検討を進めました。

26 1997(平成9)年度に7地域、2000(平成12)年度に1地域を「交流の里」として設定。

27 上流域 : 本計画においては、水道水源としてのダム湖が位置する地域を指す。「水源地域」と同義。

下流域 : 本計画においては、ダムによる開発水を水道水源として利用している地域(下流受益地域)を指す。「都市地域」と同義。

※ なお、水源地域と都市地域、又は上流域と下流域での組合せで使用。なお、上流域と下流域を合わせて「上下流域」という言葉を使用することもある。

その結果、水源環境保全・再生施策の新たな展開や水源地域の交流人口の増加等の状況の変化を踏まえて、2006(平成18)年3月に、「改訂水源地域交流の里づくり計画」を策定しました。

この計画では、将来にわたって、良好な水源環境を守っていくため、水の恵みを受けている都市地域の県民との交流・連携を促進し、水源地域の豊かな自然・歴史・文化資源を生かした体験・交流型の観光の推進等により、「活力ある地域づくり」と「水源環境の理解促進」を進め、水源地域を県民の「ふるさと」、「癒しの空間」として育むことを基本理念としました。

具体的な取組として、「活力ある地域づくり」では、それまで運営してきたホームページを強化して水源地域のポータルサイトとし、情報発信力を強化するとともに、体験・交流プログラムの事業化等への支援を行い、地元主導の交流を図る等のソフト面の取組の充実を図り、「水源地域の活性化」を促進することとしました。

また、「水源環境の理解促進」では、上下流域の小中学校間の交流により、教室では体験することのできない「体験学習の場」の提供を図るとともに、水源地域で活動するNPO等との協働交流イベントの開催等により、水源地域の重要性や水源環境保全に対する理解促進を図ることとしました。

エ 「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画」の推進

2010(平成22)年度に「改訂水源地域交流の里づくり計画」の計画期間が終了することから、県、水源地域市町村、水源地域及び都市地域住民、並びに学識経験者から構成される「次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会」を組織し、次期計画の策定に向けての検討を進めました。

その結果、「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を進めるためには、継続した取組が必要であることから、2011(平成23)年3月に、「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画」を策定しました。

この計画では、前計画の基本理念であった「上流域と下流域の住民で支える水源地域づくり」を継承しつつ、さらに「里山文化の伝承と創造による『交流の里』づくり」、「自治体間の適切な連携と役割分担」を加えた3つの視点を施策展開の基本方向としました。

具体的な取組としては、水源地域の特色を生かした「水源地ツーリズム²⁸」の推進により、「水源地域の活性化」を図るとともに、上下流域の交流事業においては、連携・協働の対象を、水源地域で活動するNPOだけではなく、企業や大学等にも拡大し、様々な相手方が持っている先駆性、柔軟性、専門性や発想力、行動力を生かした、自発的で継続性のある上流域と下流域の住民の交流により、「水源環境の理解促進」を図ることとしました。

28 水源地ツーリズム : 良質な水を育む水源地域の自然、歴史及び文化等の水源地域の魅力ある「地域資源」を最大限に活用した体験・交流を中心とした来訪者誘致のための取組。

オ 「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画(平成28年度～平成32年度)」の推進

2015(平成27)年度に「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画」の計画期間が終了することから、県、水源地域市町村、水源地域住民及び学識経験者から構成される「次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会」を組織し、次期計画の策定に向けて検討を進めました。

「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を進めるためには、県や市町村の各種計画との連携を一層進めながら、継続した取組が必要であることから、2016(平成28)年3月に、「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画(平成28年度～平成32年度)」を策定しました。

この計画では、引き続き「上流域と下流域の住民で支える水源地域づくり」及び「自治体間の適切な連携と役割分担」を施策展開の基本方向として継承しつつ、さらに「地域資源の保全・再生による『交流の里』づくり」や「地方創生との一体的な取組みの推進」を加えた4つの視点を施策展開の基本方向としました。

また、広く首都圏の住民に対して、水源地域の多彩な「魅力」を発信していくこと等によって「水源地域の活性化」を図るとともに、都市地域住民が、水源地域を訪れる機会を増やし、水源地域住民と手を携えて、「水源地域の活性化」や水源環境保全・再生への取組に主体的に参加できるよう、水源環境の現状への理解を深めるための仕組みづくりを進めていくことによって「水源環境の理解促進」を図ることとしました。

具体的な取組としては、新たに水源地域の特性を生かして着地型・体験型ツーリズム等を推進するとともに、水源地域と都市地域をつなぐコーディネート組織の検討を進めました。このほかにも、交流の里の核となり、水源地域の「魅力」を発信できる人材である「里の案内人²⁹⁾」の位置付けを整理し、「里の案内人登録要領」を制定したほか、水源地域ならではのライフスタイルや魅力的な自然等を紹介するPR動画を作成し、山里文化の再生・山里ライフの発信を行いました。

29 里の案内人 : 交流の里の核となり、水源地域の自然、郷土文化、地域に根ざした食文化等を都市地域に情報発信できる人材。

(3) 前回計画の検証を踏まえた課題

ア 取組の認知度

これまでの計画では、相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の5つのダム湖を「やまなみ五湖」、水源地域市町村内において「地域資源」が豊富に存在し、交流活動の場として施策展開を図るエリアを「交流の里」と名付け、取組の実施時において、重要なキーワードとして積極的に活用をしてきました。

しかし、これらの名称から「神奈川の水源地域」であることを連想しづらい等の理由により、名称の認知度が低く、これに付随して計画の取組の周知も進んでいません。

イ 取組の進展による課題

前回計画の取組は、一定の成果をあげた一方で、次のとおり新たな課題が生じています。

(ア) 施策の方向性

「水源地域の活性化」と「水源環境の理解促進」を進めていくにあたっては、「水源地域の活性化」は水源地域住民に対して、「水源環境の理解促進」は都市地域住民に対して進めることを基本としていました。

しかし、現状では、都市地域住民はもとより、水源地域住民においても水源地域の役割等の「水源環境への理解」が薄れつつあるため、水源地域住民に対しても「水源環境の理解促進」を進めていくことが必要です。

(イ) 取組の継続性

取組が定着した地域もある一方で、人口減少や高齢化の進展等により、その継続が難しくなっている地域もあります。

このことから、定着した取組を継続していくために、担い手の確保の支援等の検討を進めていく必要があります。

(ウ) 対象地域

前回計画では、水源地域市町村³⁰を対象地域とした上で、この地域内の「交流の里³¹」を中心に取組を実施するととしました。

しかし、取組が進展する中で、水源地域内での「地域資源」等の分布とこのエリア設定に乖離が生じてきたことや、このエリアを超えて取組が進められていること等の理由から、このエリアを中心とする施策展開の意義が薄れてきています。

(エ) 計画の実施体制

前回計画では、「国、県、水源地域市町村、都市地域市町、水源地域交流の里づくり推進協議会、各種イベント等の実行委員会及びNPO等の民間団体や企業、大学等がそれぞれの役割分担のもと、連携し、推進していくこと」としています。

しかし、現状では民間団体等が主体的に参画することが少ない状況にあるほか、当初想定をしていた水源地域交流の里づくり推進協議会を核として県と水源地域市町村等が連携・協力して事業を推進していくという体制が見えづらくなっています。

(オ) コーディネーターの発掘・育成

水源地域住民と都市地域住民の交流を進めていくために、都市地域住民と「里の案内人」や交流・体験イベントの実施主体をつなぐコーディネート機能を担える組織(コーディネーター)の掘り起こしと育成について検討を続けてきましたが、規模等の問題から水源地域内に担うことのできる組織がなく、掘り起こしができていない状況です。

30 水源地域市町村 : 本計画においては、相模原市(旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町)、山北町、愛川町並びに清川村を指す。

31 交流の里 : 水源地域市町村内の自然、産業及び文化など、特色ある「地域資源」が豊富に存在し、人と自然との関わりを重視した個性的な地域として認識されているエリアを指す(27ページ参照)。

2 水源地域に係るデータ集

(1) 水源環境

ア 「やまなみ五湖」について

本県における水資源開発には70年以上にわたる歴史があり、戦災復興、高度経済成長等による水需要の増大を背景として、大きな水不足も経験しながら、5つのダム(相模ダム、道志ダム、城山ダム、三保ダム及び宮ヶ瀬ダム)の建設を進めてきました。

これらのダムにより、相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖が誕生しています。県では、これら5つのダム湖を「やまなみ五湖」と呼んでいます。

(ア) 「やまなみ五湖」の概要

相模湖	
ダムの名称	相模ダム
ダムの完成	1947(昭和22)年
ダムの高さ	58.4m
総貯水量	63,200,000m ³
湛水面積 ³²	3.26km ²
水没戸数	136戸
奥相模湖	
ダムの名称	道志ダム
ダムの完成	1955(昭和30)年
ダムの高さ	32.8m
総貯水量	1,525,000m ³
湛水面積 ³²	0.14km ²
津久井湖	
ダムの名称	城山ダム
ダムの完成	1965(昭和40)年
ダムの高さ	75.0m
総貯水量	62,300,000m ³
湛水面積 ³²	2.47km ²
水没戸数	280戸



32 湛水面積 : ダムにより貯留される流水の最高水位における水面が土地に接する線によって囲まれる面積。

丹沢湖	
ダムの名称	三保ダム
ダムの完成	1979(昭和54)年
ダムの高さ	95.0m
総貯水量	64,900,000m ³
湛水面積 ³²	2.18km ²
水没戸数	223戸
宮ヶ瀬湖	
ダムの名称	宮ヶ瀬ダム
ダムの完成	2001(平成13)年
ダムの高さ	156.0m
総貯水量	193,000,000m ³
湛水面積 ³²	4.6km ²
水没戸数	281戸

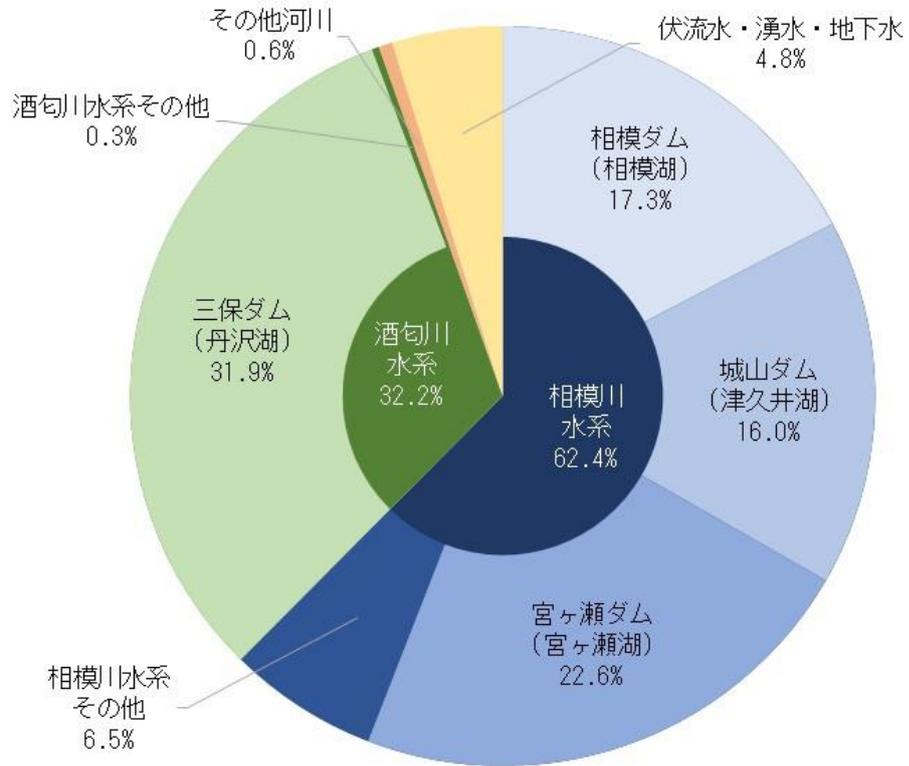


(イ) 「やまなみ五湖」の位置



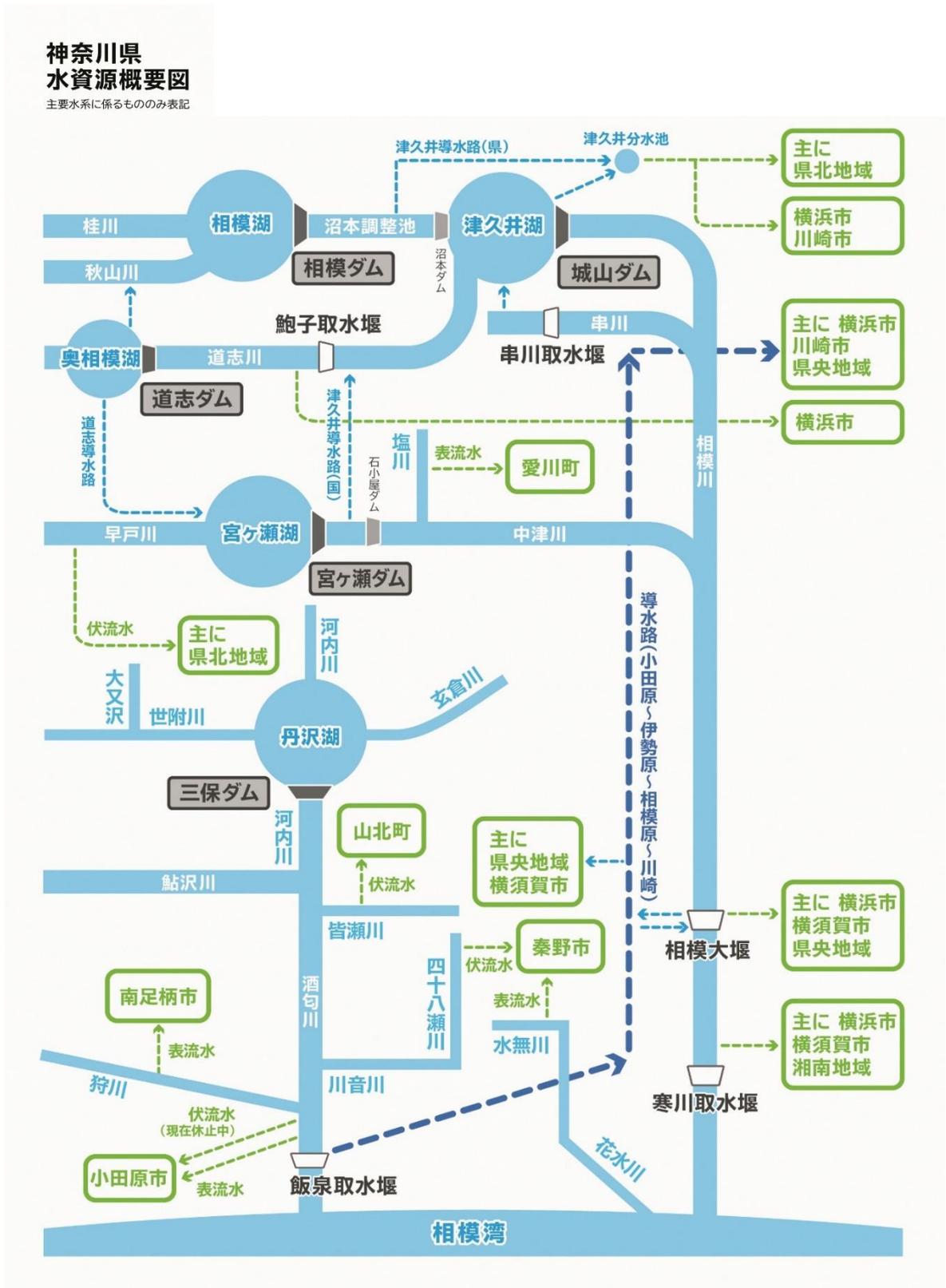
イ 水需給の状況

(7) 県内の上水道の水源別構成比³³



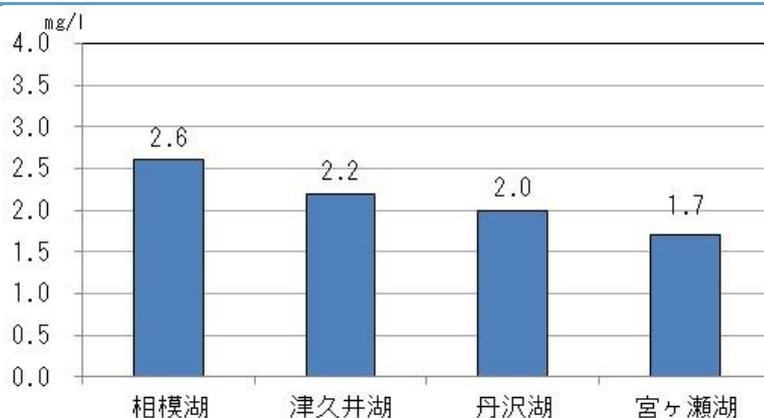
33 神奈川県「県内の上水道の水源別構成比」を基に作成(2020(令和2)年4月1日現在)。

(イ) 神奈川県水資源概要図

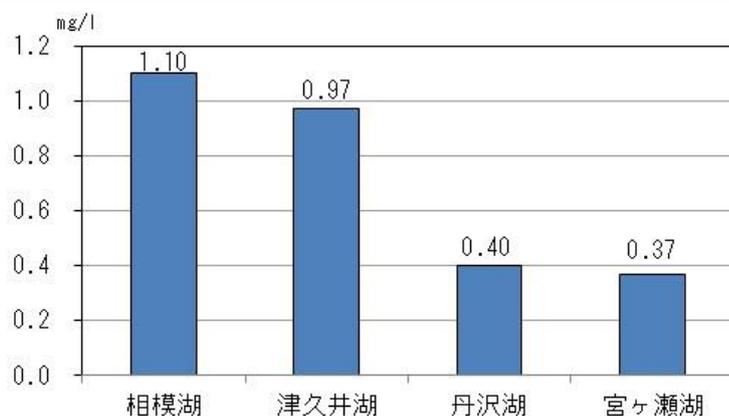


ウ 水質の状況³⁴

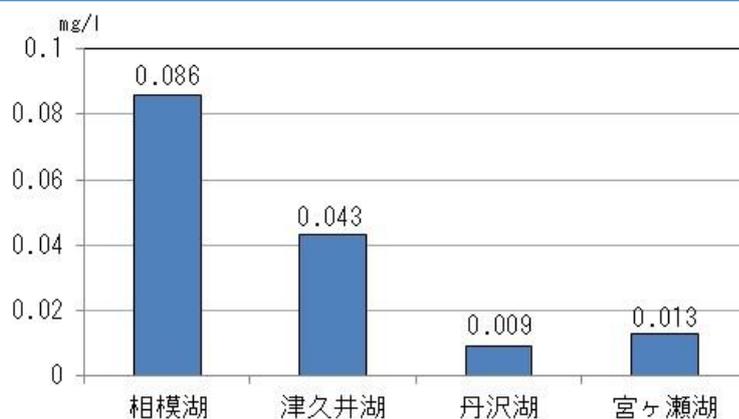
(7) 湖別の測定地別COD³⁵(75%水質値)(基準値3.0mg/l)



(イ) 湖別の測定地別の全窒素年平均値



(ウ) 湖別の測定地別の全リン年平均値



34 2020(令和元)年度の「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定の結果」を基に作成。なお、奥相模湖は、測定していないため、記載していない。

35 COD(化学的酸素要求量) : 海水等に含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。なお、「75%水質値」とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値といい、この「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価している。

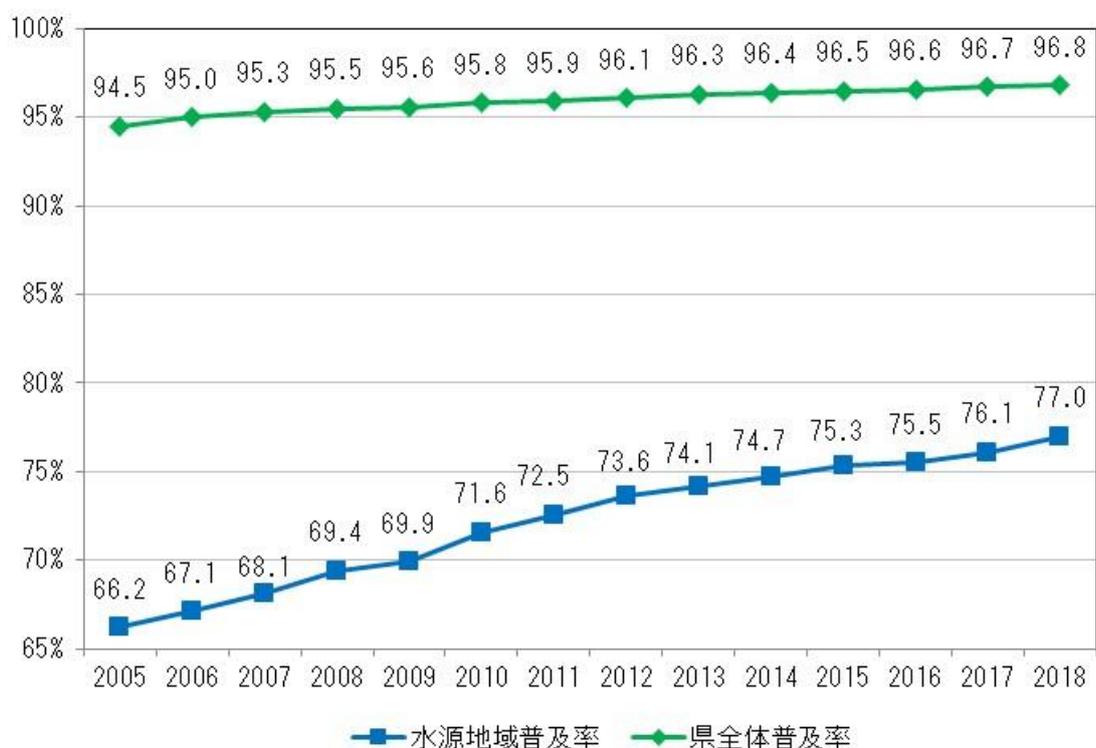
エ 森林面積・林野率

(7) 水源地域市町村別の森林の状況(森林面積・林野率)³⁶

市 町 村 名	区域面積(ha)	森林面積(ha)	林野率
山 北 町	22,461	20,332	91%
愛 川 町	3,428	1,501	44%
清 川 村	7,124	6,378	90%
相 模 原 市	32,891	18,904	57%
水 源 地 域 計	65,904	47,115	71%
水 源 地 域 以 外 計	175,712	47,586	27%
神 奈 川 県 合 計	241,616	94,701	39%

オ 公共下水道人口普及率の状況

(7) 公共下水道人口普及率³⁷



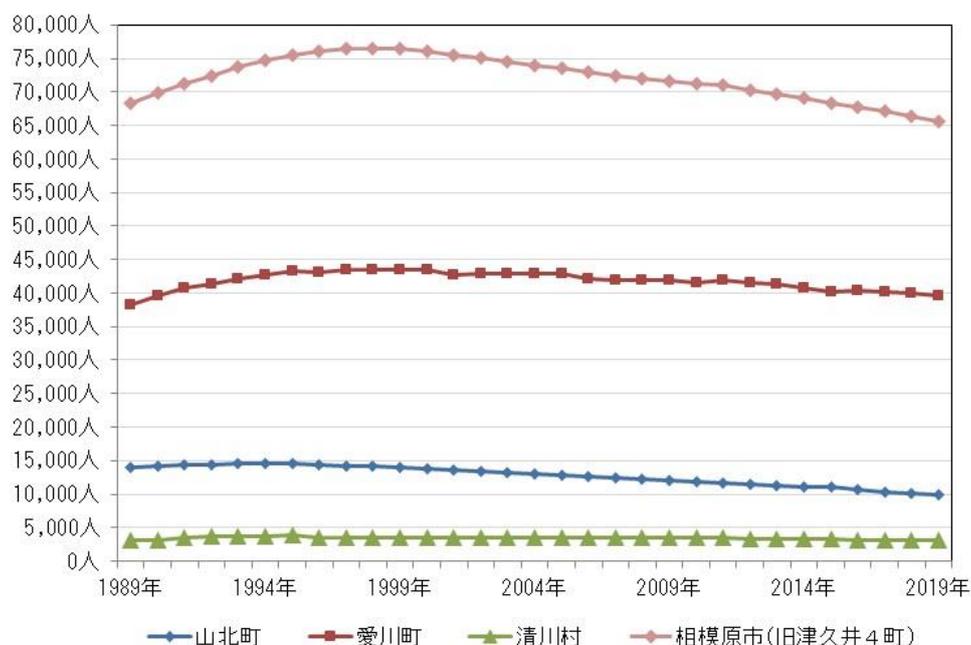
36 区域面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、森林面積は「神奈川地域森林計画データ」(2018(平成30)年4月 森林法第2条関係)を基に作成。なお、相模原市は、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区のみではなく、相模原市域全体のデータを掲載。

37 神奈川県「市町村別公共下水道処理人口普及率」及び相模原市への照会を基に作成。

(2) 人口動態

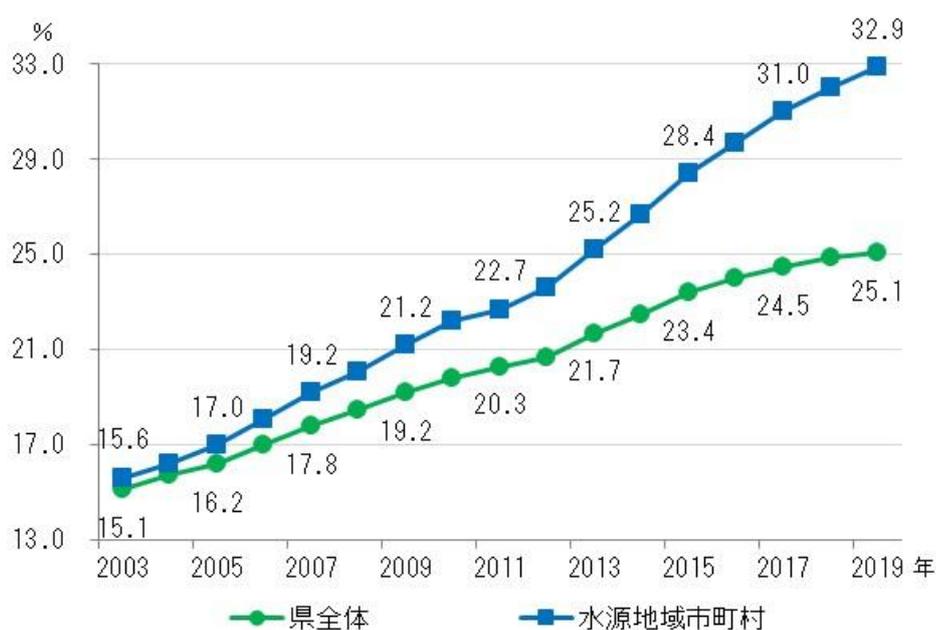
ア 人口の推移

(7) 水源地域市町村別の人口(1月1日現在)の推移³⁸



イ 高齢化の状況

(7) 高齢化率(65歳以上人口割合)の推移³⁹



38 「神奈川県年齢別人口統計調査」及び「相模原市地域別・年齢別人口」を基に作成。

39 「神奈川県年齢別人口統計調査」及び「相模原市地域別・年齢別人口」を基に作成。

(3) 産業・経済

ア 農林業の状況

(7) 本県の木材生産量の推移⁴⁰

年 度	1975	2000	2003	2006	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
木材生産量 単位：千m ³	51	7	4	13	14	16	20	19	17	21	27	32

イ 製造業の状況

(7) 4人以上の事業所数及び製造品出荷額等の推移(県全体)⁴¹

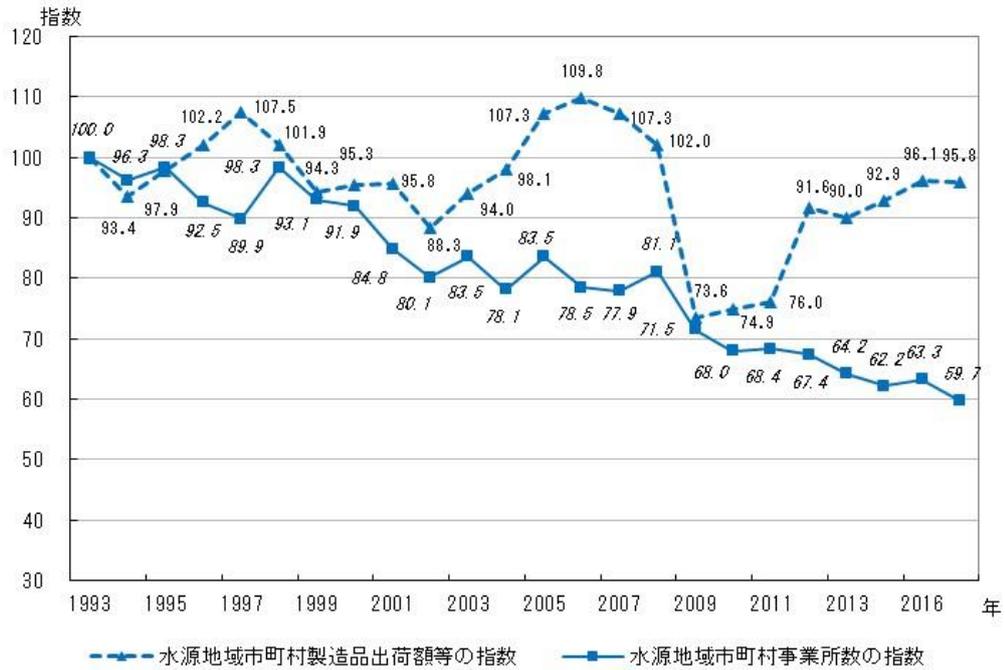


(1993(平成5)年=100とする)

40 神奈川県「林産物需給動態調査」(2005(平成17)年度まで)及び「素材生産量調査」(2007(平成19)年度以降)を基に作成。

41 「神奈川県商業統計調査」及び「相模原市商業統計調査」を基に作成。なお、2015(平成27)年は、必要なデータがないため、掲載していない。

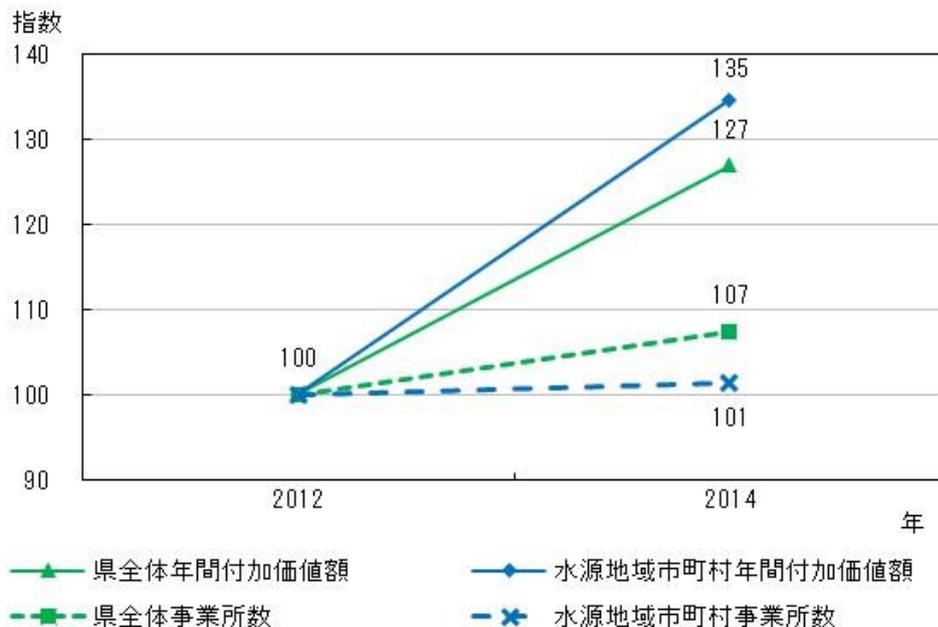
(イ) 4人以上の事業所数及び製造品出荷額等の推移(水源地域市町村)^{4 2}



(1993(平成5)年=100 とする)

ウ 小売業・卸売業(事業所数及び付加価値額)の状況

(ア) 事業所数及び付加価値額の推移^{4 3}



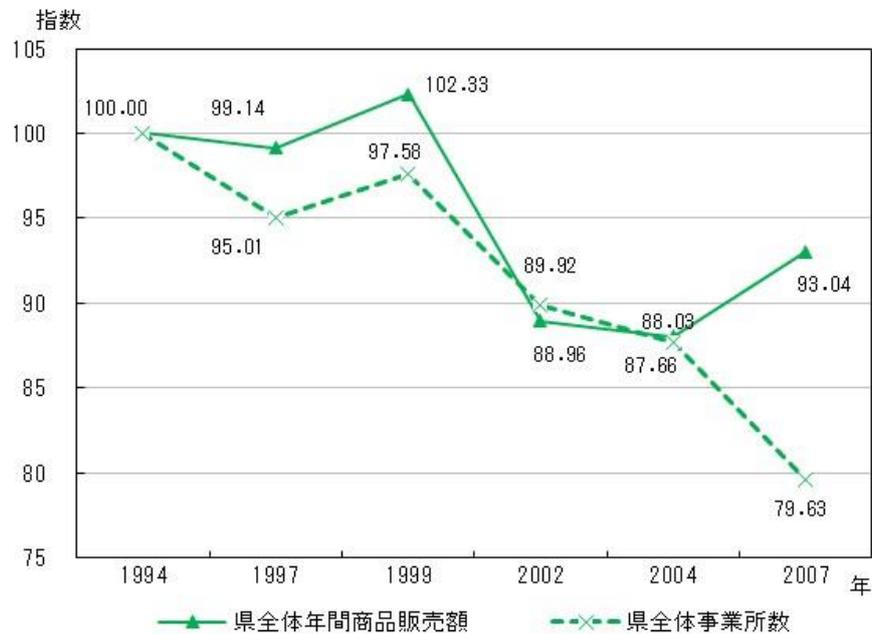
(2012(平成24)年=100 とする)

4 2 「神奈川県商業統計調査」及び「相模原市商業統計調査」を基に作成。なお、2015(平成27)年は、必要なデータがないため、掲載していない。

4 3 「経済センサス活動調査」を基に作成。

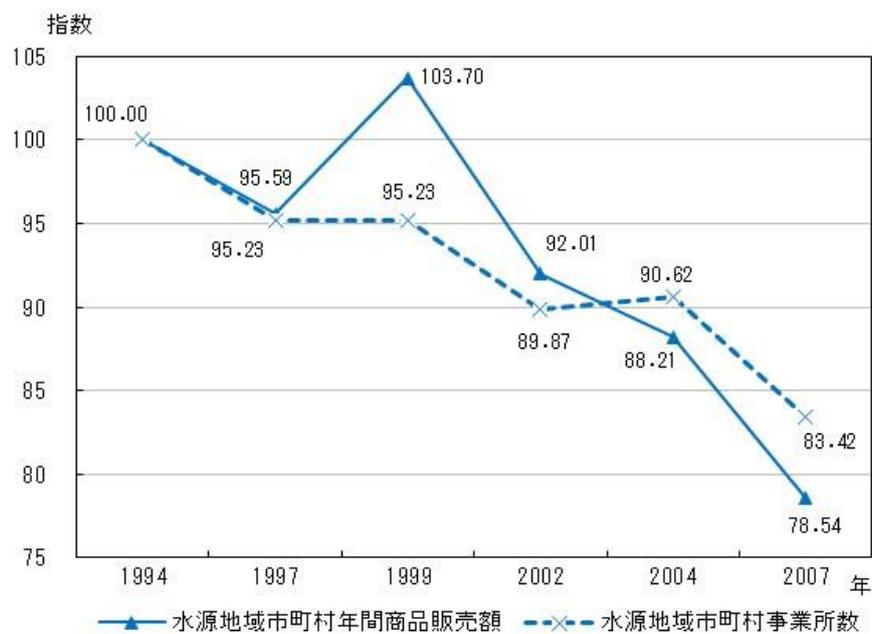
エ 参考(事業所数及び年間商品販売額の推移)^{4 4}

(7) 事業所数及び年間商品販売額の推移(県全体)



(1994(平成6)年=100 とする)

(イ) 事業所数及び年間商品販売額の推移(水源地域市町村)

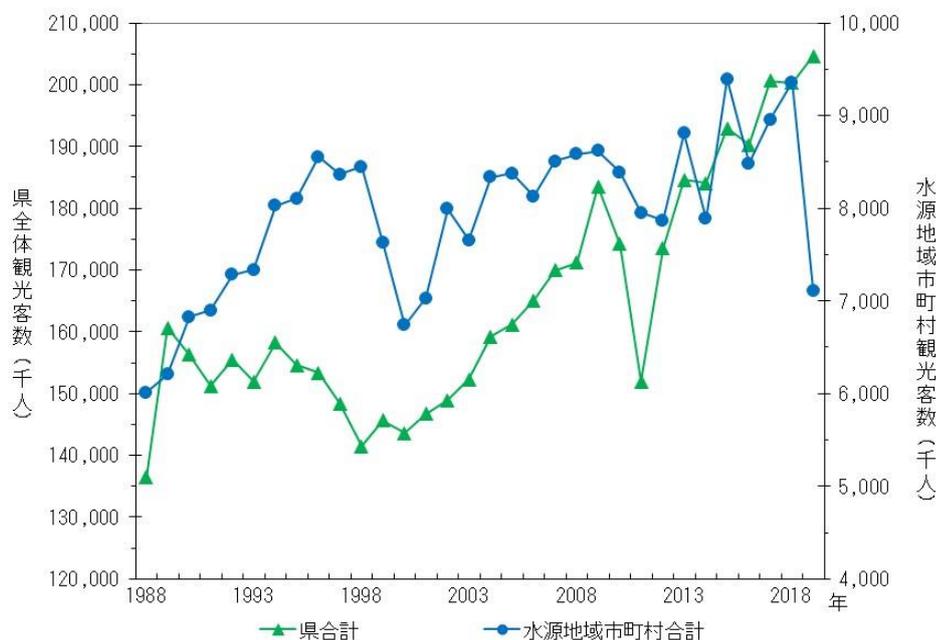


(1994(平成6)年=100 とする)

4 4 「神奈川県商業統計調査」及び「相模原市商業統計調査」を基に作成。

オ 観光客数の状況

(ア) 入込観光客数(延べ観光客数)の推移⁴⁵



カ 就業者数の状況

(ア) 第1次産業の15歳以上就業者数の推移⁴⁶



45 「神奈川県入込観光客調査」及び相模原市への照会を基に作成。

46 総務省統計局「国勢調査結果」(1990(平成2)年、1995(平成7)年、2000(平成12)年、2005(平成17)年、2010(平成22)年、2015(平成27)年)を基に作成。

3 本計画の策定について

(1) 検討の経過

ア 準備作業

2019(令和元)年9月 ～2020(令和2)年3月	「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画(平成28年度～平成32年度)」に係る効果検証の実施。 <ul style="list-style-type: none">・ 水源地域市町村担当課へのヒアリング・ 里の案内人、地域団体等へのヒアリング・ 水源地域交流の里づくり推進協議会委員への意見照会・ 「令和元年度やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画フォローアップ会議」(2020(令和2)年2月4日開催)における議論
2020(令和2)年3月	「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画(平成28年度～平成32年度)点検結果報告書」のとりまとめ。

イ 検討作業

2020(令和2)年4月16日	「次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会」の設置
2020(令和2)年5月15日 ～2020(令和2)年5月29日	第1回次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会開催(書面開催) <ul style="list-style-type: none">・ 次期計画の方向性を検討
2020(令和2)年9月2日	第2回次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none">・ 次期計画(骨子案)を検討
2020(令和2)年11月9日	第3回次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none">・ (仮称)かながわ水源地域活性化計画(素案)を検討
2021(令和3)年2月1日 ～2021(令和3)年2月10日	第4回次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会開催(書面開催) <ul style="list-style-type: none">・ かながわ水源地域活性化計画(案)を検討

(2) 検討委員会設置要綱

次期水源地域交流の里づくり計画検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 「やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画(平成28年度～平成32年度)」に基づくこれまでの取組を検証し、次期水源地域交流の里づくり計画の策定を行うため、水源地域交流の里づくり計画検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 委員会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 次期水源地域交流の里づくり計画の策定に関すること。
- (2) その他、次期水源地域交流の里づくり計画の策定に関し、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課長(以下、「課長」という。)が必要と認める事項

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、令和3年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 委員会は、学識経験を有する者等から選定した者12名程度をもって構成する。

- 2 委員会の構成員(以下、「構成員」という。)の選任期間は、委員会の設置から令和3年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、構成員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会における意見を取りまとめる。
- 4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、課長が必要に応じて開催する。なお、災害の発生などにより会議の開催が難しい場合は、書面による開催を行うことができる。

- 2 課長は、必要があると認めるときは、委員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、効力を失う。

(3) 検討委員会委員名簿

ア 委員

	氏名	所属等
1	みやばやし しげゆき 宮林 茂幸	東京農業大学地域環境科学部教授 【委員長】
2	わしお ゆうこ 鷺尾 裕子	松蔭大学観光メディア文化学部准教授
3	なかざと まさみ 中里 正巳	(一社)相模湖観光協会事務局長
4	いしだ たかひさ 石田 貴久	山北町森林組合職員
5	よねた ひろゆき 米田 博行	芳雅美術工芸代表
6	いわさわ かつみ 岩澤 克美	NPO法人結の樹よってけし理事長
7	みやざき よしお 宮崎 仁男	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団常務理事
8	いしい ちはる 石井 千春	相模原市緑区役所城山まちづくりセンター所長
9	あらい たけお 新井 武雄	相模原市緑区役所相模湖まちづくりセンター所長
10	いなば のぶふみ 稲葉 展史	山北町農林課長
11	さいとう しんすけ 齋藤 伸介	愛川町環境経済部商工観光課長
12	おりた かつや 折田 克也	清川村産業観光課長

イ 事務局

	氏名	職名
1	たなべ ちかし 田邊 親司	神奈川県政策局政策部土地水資源対策課長
2	みやもと しん 宮本 晋	神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課長
3	わたなべ たろう 渡邊 太郎	神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課長
4	いしい こうすけ 石井 幸介	神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部長
5	いそざき たかよし 磯崎 孝喜	神奈川県県西地域県政総合センター企画調整部長

(4) 県民参加の概要

令和2年12月にとりまとめた「(仮称)かながわ水源地域活性化計画(素案)」について、令和2年12月15日から令和3年1月18日までの期間に、県民意見募集(パブリック・コメント)を実施しました。実施にあたっては、多様な媒体を活用した情報提供を積極的に行い、多くの方から御意見・御提案をいただきました。

ア 広報の実績

県機関での縦覧等	県政情報センターや各地域県政情報コーナーでの計画素案の配架及び配布
ホームページへの掲載	神奈川県ホームページでの計画素案の掲載
広報紙への掲載	県のたより(令和3年1月号)に掲載
その他	県内市町村、水源地域交流の里づくり推進協議会委員等へ計画素案を配布

イ 県民参加の状況

フォームメール、郵送等により、総数72件の御意見・御提案をいただきました。

総数(件)			
72			
方法別(件)		分野別(件)	
フォームメール	27	計画全体	4
郵送	27	第1章 計画の基本的な考え方	26
ファクシミリ	18	第2章 今後推進する取組	24
—	—	第3章 実施体制	4
—	—	第4章 参考資料	1
—	—	その他	13
計	72	計	72

ウ 御意見等の反映状況

皆さんからいただいた御意見等の反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成しました。

この県民意見整理台帳は、県政情報センターや各地域県政情報コーナーに備え付け、閲覧できるようにしました。また、県のホームページでも閲覧することができるようにしました。

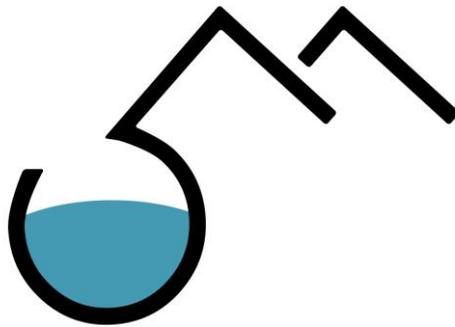
かながわ水源地域活性化計画
～「やまなみ五湖」の豊かな地域づくりに向けて～

編集発行 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045(210)3123



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



『やまなみ五湖』のロゴマーク



政策局政策部土地水資源対策課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588
電話 (045) 210-3123 (直通)
(045) 210-1111 (代表) 内線3123
FAX (045) 210-8820